



Title	保険者における保健事業の課題と展望
Author(s)	宮崎, 準子
Citation	大阪公衆衛生. 2007, 78, p. 5-6
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83454
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

保険者における保健事業の課題と展望

大阪府国民健康保険団体連合会 宮崎 準子

1 国保の保健事業

国保保険者または国保連合会が被保険者の健康の保持増進のために旧国保法創設当時から行われているものであり、平成6年の改正により保健事業を努力義務として位置づけられ、内容の充実が図られてきた。

市町村国保の保健事業は現在「新・国保3%推進運動」の中で、保健事業促進委員会として保健事業は、保険料（税）の1%以上を確保することとされている。

2 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年6月14日公布）

健康増進法が平成15年5月に施行され、同法に基づき表題の指針が公布され、生活習慣病の予防に対する生活習慣改善の支援策が示された。

3 保健師活動の時代的背景

昭和35年 市町村国保に保健婦の設置促進

昭和36年 国民皆保険制度の発足

昭和53年「第一次健康づくり対策」が策定
市町村保健センターの整備
国保保健婦の市町村保健婦への切替えと同時に市町村保健婦活動の通知

平成07年 地域保健法の制定により、母子から老人までの身近な保健事業は市町村

平成10年「健康日本21」の策定により健康づくりの目標

平成12年 介護保険法の発足

平成18年 介護保険法の改正、介護予防が重視

平成18年「高齢者の医療の確保に関する法律」により保険者の保健事業が義務化

4 医療制度の抜本改革

高齢者の急激な増加による医療保険への圧迫と国民皆保険を安定的な制度とする等、医療費の適正化が柱となっている。

「2015年に糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を25%減らす」目標が掲げられ、保険者に生活習慣病予防のため特定健診・特定保健指導を実施することを義務づけた。

保険者に健診・保健指導とデータ管理が義務化され、確実に生活習慣病を減らすことを求められ、実施状況によっては国からの後期高齢者医療支援金への10%の加・減算としてペナルティが課せられる。

5 都道府県保険者協議会

効果的な生活習慣病対策として各保険者の持つ施設、人材、医療費分析等共同で利用・実施するなど医療保険者が連携・協力することを求めている。

協議会は全都道府県で立ち上がり、各県それなりの対応が進んでいるところである。

大阪府においては、下図の様な事業を平成17年度より2市において3か年のモデル実施をいただいております、一定の成果が認められています。

この協議会は一般衛生に求められている地域・職域連携推進協議会との連携が言われているが、府ではこの協議会が未成立のため保

